

日本政策金融公庫 中小企業事業 の

令和6年能登半島地震特別貸付

令和6年能登半島地震および低気圧と前線による大雨により被害を受けた中小企業者ならびに令和6年能登半島地震および低気圧と前線による大雨に起因する影響を受けた中小企業者の事業の復旧を促進し、被災地域などの復興を支援します。

被災地の皆様には心からお見舞い申し上げます。

令和6年能登半島地震および低気圧と前線による大雨で被害を受けられた皆様へ

一日も早い復興をお手伝いします。



融資限度額

〈直接被害・間接被害〉
直接貸付 3億円
代理貸付 7.5千万円
〈その他〉
直接貸付 7億2千万円

金利

長期固定

融資期間

設備資金
20年以内
(うち据置期間5年以内)
運転資金
15年以内
(うち据置期間5年以内)

日本政策金融公庫 中小企業事業の 令和6年能登半島地震特別貸付

	ご利用いただける方等	ご利用いただける資金 ^(注4)	融資限度額	融資利率	融資期間
A	令和6年能登半島地震 ^(注1) による災害救助法の適用を受けた地域の属する県内 ^(注2) に事業所を有し、かつ、当該事業所が同災害により直接の被害を受けた方または同災害に伴う停電等 ^(注3) により、在庫品または生産・営業設備に直接の被害を受けた方	災害復旧および災害に伴う社会的要因などにより必要な設備資金および長期運転資金 <設備資金> Aの方は、全壊、流失、半壊、床上浸水、停電等による直接の被害、その他これらに準ずる被害を受けた事業所または主要な事業用資産を被災前の規模・能力程度に復旧するために必要な資金も含む <運転資金> 在庫品の損壊などの補填、生産または営業設備等の補修費のほか、休業、操業短縮等によりやむを得ず要した固定経費、売上減少、売上債権の固定など災害に起因して長期的に必要な資金も含む	直接貸付 3億円 代理貸付 7.5千万円	基準利率 ただし、事業所または主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の被害証明書 ^(注5) を市町村長などから受けた方または停電等により、在庫品または生産・営業設備の復旧により必要とするものは、 ・1億円を限度として、融資後3年目までは基準利率-0.9%、4年目以降は基準利率-0.5% ・1億円を超え3億円を限度として、基準利率-0.5%	設備資金 20年以内 (うち据置期間5年以内) 運転資金 15年以内 (うち据置期間5年以内)
				基準利率	
B	直接の被害を受けた方の事業活動に依存し、間接的に被害を受けた方				
C	令和6年能登半島地震等 ^(注1) による災害に起因する社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来しているまたは来すおそれがある者であって、中長期的には業況の回復が見込まれる方		直接貸付 7億2千万円	基準利率* (長期運転資金に限り、上限3.0%) *信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。	

(注1) 「令和6年能登半島地震等」とは、「令和6年能登半島地震による災害」および「低気圧と前線による大雨に伴う災害」をいいます。

(注2) 「令和6年能登半島地震による災害」は新潟県、富山県、石川県又は福井県を、「低気圧と前線による大雨に伴う災害」は石川県をいいます。

(注3) 断水等のインフラ断絶を含みます。(注4) 長期運転資金には、建物等の更新に伴い一時的に施設等を賃借するために必要な資金を含みます。

(注5) 直接の被害を受けた方の被害証明書。

その他

■保証人 直接貸付において一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。

融資のお申し込み

- 直接貸付 日本公庫中小企業事業の窓口にお申し込みください。
- 代理貸付 日本公庫の代理店の窓口にお申し込みください。

上記は本制度の概要です。詳しくは日本公庫中小企業事業の窓口または事業資金相談ダイヤルにお問い合わせください。


JFC 日本政策金融公庫
中小企業事業

本店 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-4

<https://www.jfc.go.jp/>

お問い合わせ窓口

事業資金相談ダイヤル

(行こうよ！公庫)
 0120-154-505